

取扱金融機関一覧



・区へのあっせん申し込み前に、取扱金融機関にご相談ください。
 ・「小特取扱」に○印がある金融機関は、小規模企業特別事業資金を取り扱っています。
 ・一部の金融機関については、相談窓口及びあっせん書類の持ち込み先が支店と異なる場合があります。詳しくは各支店にご確認ください。

金融機関(支店)	所在地	電話	小特取扱	金融機関(支店)	所在地	電話	小特取扱	
みずほ銀行	羽田	荻中1-7-10	3742-1111	目黒信用金庫	鷯の木	鷯の木2-2-12	3759-5681	
	大岡山	北千束3-28-12	3729-2115		洗足	目黒区洗足2-26-5	3783-5651	
	大森	山王2-5-13	3774-5111		城北信用金庫	大岡山	目黒区洗足2-19-3	5734-1755
	蒲田	蒲田5-17-2	3734-6131			大森中央	中央6-29-4	3754-1331
	馬込	山王2-5-13	3773-0371			荏原	北馬込2-47-1	3778-2293
	上池上	久が原3-35-11(久が原支店内)	3751-0271			下丸子	下丸子3-8-13	3756-5571
久が原	久が原3-35-11	3751-2151	雪谷	東雪谷3-31-4		3748-6660		
大森	蒲田5-41-8	3732-3811	大森	大森東4-3-10		3761-9191		
三井住友銀行	雪ヶ谷	雪谷大塚町9-15	3729-3111	美原	大森東1-9-14	3761-9161		
	六郷	東六郷2-14-2	3738-1176	羽田	荻中2-2-1	3742-0411		
	下丸子	下丸子3-2-15	3750-5151	蒲田	多摩川1-26-17	3758-1261		
	旗ノ台	品川区旗の台1-4-15	3785-3011	穴守	羽田4-20-10	3744-4511		
	大森	山王2-3-4	3771-2830	大森南	大森南3-17-12	3745-3711		
	田園調布	田園調布2-51-11	3721-6175	糎谷	西糎谷1-15-17	3745-2371		
	蒲田	蒲田5-41-8	3732-0101	大森西	大森西5-9-3	3768-3601		
	大森	蒲田5-12-6(蒲田支店内)	3732-2231	京浜島	京浜島2-9-1	3790-2611		
三菱UFJ銀行	蒲田	蒲田5-12-6	3732-2231	東糎谷	東糎谷4-1-1	3741-7111		
	蒲田駅前	蒲田5-12-6(蒲田支店内)	3732-2231	六郷	南六郷2-7-23	3730-4871		
	大森	大森北1-30-3	3763-3311	北馬込	北馬込2-47-1	3778-2291		
りそな銀行	蒲田	西蒲田5-27-10	3731-0101	大井	品川区南大井4-2-5	3764-7101		
	大森	中央1-7-1	3772-7151	城南信用金庫	大森	大森中1-7-1	3762-3511	
きらぼし銀行	蒲田	蒲田5-29-6	3738-0101		入新井	大森北1-26-3	3763-2311	
	西六郷	蒲田5-29-6(蒲田支店内)	3739-5411		馬込	南馬込5-2-9	3771-0101	
	大森	品川区南大井6-26-1	3298-7080		池上	池上6-4-1	3751-5121	
横浜銀行	大森	品川区南大井6-26-1	3298-7080		蒲田	蒲田5-26-13	3733-8181	
	阿波銀行	蒲田	蒲田5-15-8 月村ビル3F		六郷	東六郷3-2-10	3738-5121	
東日本銀行	蒲田	南蒲田1-1-25	3733-2281		矢口	矢口1-8-8	3750-4161	
	矢口	南蒲田1-1-25(蒲田支店内)	3733-2281		羽田	荻中3-8-5	3741-7791	
	梅屋敷	南蒲田1-1-25(蒲田支店内)	3733-2281		大岡山	北千束3-31-7	3727-3135	
静岡中央銀行	川崎	川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビルディング10階	044-244-7321		雪ヶ谷	雪谷大塚町7-9	3720-4131	
	徳島大正銀行	蒲田	蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア9階		蓮沼	西蒲田6-32-11	3732-3211	
湘南信用金庫	本門寺前	池上6-3-8	3751-5171		蒲田本町	蒲田本町2-19-1	3736-1571	
	大森	品川区南大井6-26-3	3763-1251		大田文化の森	中央2-12-3	3777-4911	
商工組合中央金庫	久が原	東嶺町28-10	3754-1541		久が原	久が原3-35-1	5700-2531	
	糎谷	西糎谷4-21-22	3742-3351		全東栄信用組合	大森	中央3-5-2	3773-0311
興産信用金庫	大田市場営業部	東海3-2-1	5492-3411	中ノ郷信用組合		大森	山王2-19-1	3774-0801
	芝信用金庫	大森	山王3-14-18	3771-3161	本店営業部	大森西1-7-2	3762-7771	
荏原町		品川区中延6-6-4	3784-1311	矢口	多摩川1-9-11	3759-6206		
梅屋敷		蒲田2-5-1	3734-6171	糎谷	西糎谷3-7-1	3741-4191		
雑色		仲六郷2-31-8	3732-5751	洗足池	東雪谷1-1-4	3720-2131		
新蒲田		西六郷1-20-5	3733-8711	大岡山	北千束3-28-16	3726-0151		
雪が谷		雪谷大塚町8-3	3720-5111	六郷	東六郷2-8-22	3736-2201		
長原		上池台1-15-6	3726-6151	蒲田	東蒲田1-2-7	3733-4514		
千鳥町		千鳥1-20-3	3750-4111	武蔵新田	矢口1-16-16	3756-2811		
大森駅前		品川区南大井6-24-9	3762-8111	西蒲田	西蒲田2-11-8	3754-4611		
田園調布		田園調布本町46-19	3721-7201	雑色	仲六郷1-29-5	3732-5611		
蒲田		蒲田2-5-1(梅屋敷支店内)	3732-0111	大森	大森東4-19-6	3763-0271		
仲池上		仲池上2-18-1	3755-6611	平和島	大森北6-28-1	3765-8211		
矢口		矢口2-18-3	3758-6111	前の浦	大森南3-29-13	3741-7011		
御岳山		北嶺町37-13	3726-5611	蒲田	蒲田4-22-17	3732-3221		
蓮沼		東矢口3-9-1	3730-7111	荏原町駅前	品川区中延5-1-1	3786-8161		
鷯の木	鷯の木2-2-8	3758-8800	西蒲田	東矢口3-20-5	3738-1106			
			第一勧業信用組合	羽田	南蒲田3-3-17	3743-5351		
				大森駅前	品川区南大井6-27-25	3766-5321		

令和7年度



大田区中小企業融資 あっせん制度のご案内

大田区では、区内の中小企業者の方々に経営の安定や改善、設備の向上等に必要な資金として、低利で利用できる各種の融資を金融機関にあっせんしています。

制度のポイント

本制度は、区が直接融資するものではなく、取扱金融機関が融資を実行し、区が支払利子の一部又は全部を補助(利子補給)するものです。

- ① 区が低利の融資を取扱金融機関にあっせんします。
※融資実行の可否及び融資額については取扱金融機関等の審査によります。
- ② 一部を除く融資制度に「小口零細企業保証制度」の利用可能な方を対象とした「小口資金」枠を設け、通常よりも高い利子補給率を設定しています。
※「小口零細企業保証制度」とは、金融環境変化の影響を受けやすい小規模事業者を対象とした責任共有制度対象外となる全国統一保証制度です。常時使用する従業員数が20人(卸売・小売・サービス業は5人)以下の小規模事業者が、2,000万円(既存の信用保証付融資残高を含む)まで利用することができます。

対象者

中小企業者であること (その他の対象要件はP2参照)

- 中小企業者とは、中小企業信用保険法に定義する、会社、個人、組合を指します。
- 資本金又は常時使用する従業員数が要件に該当していることが必要です。
- その他企業規模要件は、信用保証協会の取り扱いに準じます。

業種	製造業等	卸売業	サービス業	小売業・飲食業	医療法人等※2
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	—
従業員数※1	300人以下 (20人)以下	100人以下 (5人)以下	100人以下 (5人)以下	50人以下 (5人)以下	300人以下 (20人)以下

※1 「小口資金」枠を利用する場合は()内の人数
 ※2 医療法人等とは、医業を主たる事業とする医療法人・社会福祉法人等を指す。

問合せ先

大田区 産業振興課 融資係
 (〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ2階)

電話 03(3733)6185

FAX 03(3733)6159

URL <http://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/yushi/>



本案内は令和7年4月1日時点の内容を掲載しています。

※パンフレット掲載の内容は、次回の改定以降変更となる場合があります。

大田区産業プラザ(PiO)案内図

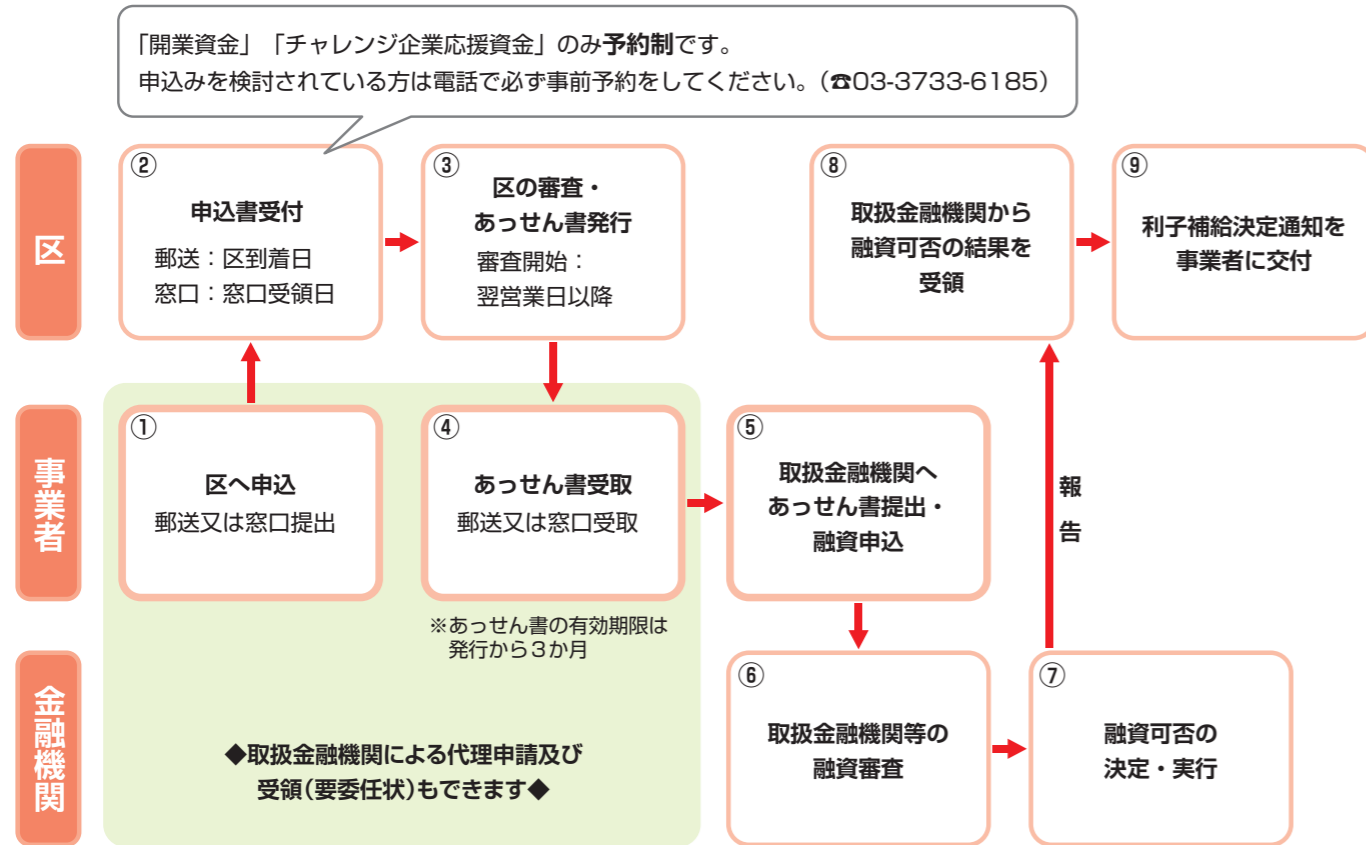


1 融資あっせん対象【基本要件】

	法人の場合	個人の場合
①	中小企業者であること（表紙参照）	
②	区内に、登記上の本店所在地 又は 事業所*を1年以上有すること ※法人住民税・法人事業税の課税対象となっている事業所 ※本店登記地がバーチャルオフィスの場合、融資あっせん対象とはなりません。	区内に、住民登録地 又は 事業所*を1年以上有すること ※特別区民税・都民税の課税対象となっている事業所
③	同一事業を引き続き1年以上原則として同一場所で営んでいること	
④	法定期限内に確定申告をしていること	
⑤	納期到来分の法人住民税・法人事業税を完納していること ・区内の登記上の本店又は事業所の住所で納税していること ・1期目の確定申告を行っていること	納期到来分の特別区民税・都民税を完納していること ・住民登録地が区外で事業所のみが区内の場合、区内の事業所課税分の特別区民税・都民税を納税していること
⑥	信用保証協会の保証対象業種であること	
⑦	許認可・届出等を要する事業を営んでいる（又は営む）場合、当該事業に係る許認可等を受けている（又は受ける）こと	
⑧	資金使途が適正な事業資金であること（生活・住宅・投資及び投機資金・債務の補填等は対象外）	

2 申込みから利子補給決定までの流れ

- 区にあっせんを申し込む前に、融資を申し込む予定の取扱金融機関に事前相談をしてください。
- あっせん先となる、融資を申し込む予定の取扱金融機関支店は、口座を有する勘定店でなければなりません。
- あっせん先の支店と異なる支店で融資を受けた場合、あっせん違反となり利子補給の対象外となります。
- 「小口資金」枠での申込みの場合は、信用保証協会の小口零細企業保証制度の利用が条件です。事前に信用保証協会の利用残高をご確認ください。



※必要に応じて取扱金融機関は信用保証協会へ保証審査を依頼

3 融資限度額・金利・返済方法等

- ①本制度を利用できる融資の限度額は、1事業者あたり6,000万円(全ての資金の合計)です(団体事業資金を除く)。
- ②各資金は融資限度額の範囲内(既存の融資残高を含む)で利用することができます。なお、各資金の融資限度額は「小口資金」枠を含めたものです。☞「小口資金」枠についてはP1参照
- ③申込金額は10万円以上とし、運転資金は10万円単位、設備資金は1万円単位です。
- ④あっせん時の適用利率は、年2回(4月・10月)金利情勢等により変更となる場合があります。
- ⑤融資方法は証書貸付のみ、返済方法は元金均等払いのみ、利率は固定金利のみとなります。

4 利子補給

◆利子補給の支払い

- ①利子補給は年2回、区から取扱金融機関に対して支払います(延滞分の利子は補給対象外)。金融機関から事業者への利子補給の取扱いは取扱金融機関により異なります。取扱金融機関にご確認ください。
- ②利子補給の期間は、融資の貸付実行日から原則として当初予定の最終返済日までです。

◆利子補給の中止

- ①次のいずれかに該当したときは、その事実があった日をもって利子補給を中止します。
 - ㊦大田区外へ移転したとき
 - ㊧事業を廃止したとき
 - ㊨期限の利益を喪失したとき
 - ㊩資金を目的外に流用したとき
 - ㊪偽りの申込、その他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき
 - ㊫返済条件等の変更を期限内に区へ報告しなかったとき
 - ㊬その他規則、要綱等に定める事項に違反したとき(㊦及び㊧は平成28年1月1日以降のあっせん分から適用)
- ②過払いがある場合は返還が生じます。また、平成27年4月1日以降のあっせん分については、年10.95%の割合で計算した違約金を別途徴収します。

5 東京都信用保証料補助制度との併用

区のおっせん制度と都の融資制度の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

区制度	都制度	対象者	信用保証料補助
①一般運転資金(小口) ②一般設備資金(小口) ③経営強化資金(小口) ④経営改善一本化資金(小口) ⑤小規模企業特別事業資金(小口) ⑥SDGs・脱炭素推進企業支援資金(小口) ⑦次世代育成サポート推進企業支援資金(小口) (注1)	小規模事業融資「小口」	小規模企業者(注2)	1/2
①一般運転資金(借換) ②経営強化資金(借換) ③経営改善一本化資金	借換融資「特別借換」	小規模企業者(注2)	1/2
経営強化資金(注3)	経営安定融資「経営一般」	小規模企業者(注2)	1/2
SDGs・脱炭素推進企業支援資金(注4)	DX・イノベーション産業育成支援融資「DX」	小規模企業者(注2)	1/2
開業資金(小口含む)	創業融資「創業」	創業者	2/3
SDGs・脱炭素推進企業支援資金(注5)	社会課題解決融資「HTT-ゼロエミ」	中小企業者	2/3
チャレンジ企業応援資金	設備融資「設備投資」	中小企業者	2/3
チャレンジ企業応援資金	設備融資「企業立地促進」	中小企業者	2/3

- (注1)借換資金も含まれます。(注2)小規模企業者とは常時使用する従業員数が20人(卸売・小売・サービス業は5人)以下の事業者等です。
(注3)売上高比較が直近3か月間で昨年同期と比較している場合に限りです。
(注4)(公財)東京都中小企業振興公社が行う中小企業SDGs経営推進事業のハンズオン支援に係る証明を受けている場合に限りです。
(注5)エコアクション21、ISO14001のいずれかの認証、登録等を行っている場合に限りです。

信用保証協会の保証について

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から融資を受けるときに、保証人となる公的機関です。信用保証協会の保証の有無は必須ではありません。金融機関と協議して決定してください。
なお、保証を受ける場合には、保証内容に応じた信用保証料が必要となります。☞「5東京都信用保証料補助制度との併用」参照
小口資金を利用する場合は信用保証協会の小口零細企業保証制度の利用が条件です。

大田区中小企業融資あっせん制度一覧①

制度名称	融資あっせん対象	資金使途	融資限度額(万円) ※カッコ内は 小口資金の場合	融資期間 ※据置期間を含む	利率(%) ※カッコ内は小口資金の場合			連帯保証人・ 担保・その他
					名目利率	利子補給率	本人負担率	
一般運転資金 (「借換」扱いを含む) (注1)	1 2ページの融資あっせん対象であること。 2 「借換」の場合は、「一般運転資金(利子補給加算含む)(借換含む)」・「(緊急)経営強化資金(借換含む)」・「小規模企業特別事業資金(運転資金に限る)」・「原油価格・物価高騰対策資金(借換含む)」のうち、いずれか1口以上の資金【直近の6月(6回)以上継続して元金を均等返済しているものに限る】を同時に完済すること。	運転 ※「借換」扱いの場合は、左記の借換対象資金の残高と新たな運転資金を、新規の「一般運転資金」でまとめる。	2,000(2,000)	84か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.2 (1.4)	0.6以下 (0.4以下)	信用保証協会の保証、連帯保証人、物的担保等があります。必要に応じて金融機関と協議してください。 ※小口資金は、信用保証協会の小口零細企業保証制度の利用が条件です。
一般設備資金	1 2ページの融資あっせん対象であること。 ※賃貸物件の購入・修繕費については、区内のみを対象とします。	設備	3,000(2,000)	108か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.2 (1.4)	0.6以下 (0.4以下)	
経営強化資金 (「借換」扱いを含む) (注1)	1 2ページの融資あっせん対象であること。ただし、区内に住所(法人の場合は登記上の本店所在地、個人の場合は住民登録地)又は事業所を1年3か月以上有し、同一事業を原則として同一場所で引き続き1年3か月以上営んでいること。 2 最近3か月間又は1年間(注2)の売上高が前年又は前々年と比較して5%以上減少し、事業経営のための運転資金を必要としていること。 3 「借換」の場合は、「一般運転資金(利子補給加算含む)(借換含む)」・「(緊急)経営強化資金(借換含む)」・「小規模企業特別事業資金(運転資金に限る)」・「原油価格・物価高騰対策資金(借換含む)」のうち、いずれか1口以上の資金【直近の6月(6回)以上継続して元金を均等返済しているものに限る】を同時に完済すること。	運転 ※「借換」扱いの場合は、左記の借換対象資金の残高と新たな運転資金を、新規の「経営強化資金」でまとめる。	1,000(1,000)	84か月以内 据置12か月以内を含む	1.5以下	1.3 (全額)	0.2以下 (なし)	
経営改善 一本化資金	1 2ページの融資あっせん対象であること。 2 「一般運転資金(利子補給加算含む)(借換含む)」・「一般設備資金」・「(緊急)経営強化資金(借換含む)」・「開業資金(商店街空き店舗活用・ものづくり事業含む)」・「小規模企業特別事業資金(運転・設備いずれも可)」・「原油価格・物価高騰対策資金(借換含む)」のうち、異なる2口以上の資金【直近の6月(6回)以上継続して元金を均等返済しているものに限る】を同時に完済すること。 ※「一般運転資金(利子補給加算)」は「一般運転資金」に含まれるため、「一般運転資金(利子補給加算)」と「一般運転資金」のみで本資金の申込はできません。	運転 ※左記2の本化対象資金の残高と新たな運転資金を、「経営改善一本化資金」でまとめる。	2,500(2,000)	84か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.2 (1.4)	0.6以下 (0.4以下)	
開業資金 ※事前予約制	事業を営んでいない個人のうち、次の1及び2のいずれかに該当すること。 1 区内に実質的な事業所を有して開業すること(開業した日から1年未満の者を含む)。 2 区内に法人を設立(本店登記)して開業すること(法人を設立した日から1年未満の者を含む)。 ※開業した日とは、開業届出書の開業日を指します。 ※相談・申込は本人が来所する必要があります。	運転・設備	2,000(2,000) ※「開業資金」・「商店街空き店舗活用開業資金」・「ものづくり事業開業資金」の合計で2,000万円が融資限度額です。	84か月以内 据置12か月以内を含む	1.8以下	1.4	0.4以下	
商店街 空き店舗活用 開業資金	次の1及び2の要件を備えていること。 1 「開業資金」に規定する融資あっせん対象者の要件を備えている者。 2 区内の商店街空き店舗において、商業活動を目的とした開業を予定している者又は開業した者。 ※区内商店街空き店舗とは、商店街の区域(区長が別に定める商業関係団体の届出の制度に基づき当該届出をした団体の商店街の区域を指す)内にあり、連続して3か月以上事業の用に供されていない大型商業施設内のテナントでない店舗等を指します。					全額	なし	
ものづくり事業 開業資金	次の1及び2の要件を備えていること。 1 「開業資金」に規定する融資あっせん対象者の要件を備えている者。 2 ものづくり基盤技術振興基本法(平成11年法律第2号)第2条第2項に規定するものづくり基盤産業又は統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E-製造業を営む者として開業を予定している者又は開業した者。					なし	なし	
小規模企業 特別事業資金	1 2ページの融資あっせん対象であること。ただし、区内に事業所を1年以上有すること。 ※登記上の本店所在地又は住民登録地のみを有する場合は対象外 2 常時使用する従業員数が20人(卸売・小売・サービス業にあっては5人)以下であること。 3 前決算期の事業主の総所得(法人にあっては代表者が当該法人から受ける役員報酬)が800万円以下であること。 4 前決算期の年間売上高が2億円以下であること。 ※一部本資金を取り扱っていない金融機関があります。P12参照。	運転・設備	300(300)	60か月以内 据置6か月以内を含む	1.5以下	1.3 (全額)	0.2以下 (なし)	

(注1) 区あっせん融資以外の資金を借換することはできません。また、事前に取扱金融機関に必ずご相談ください。 ※制度名称の下に(「借換」扱いを含む)と標記のない資金は、借換での申込はできません。 ※「融資あっせん対象」に記載のある要件の他に、追加が必要となる要件、あるいは利用不可となる要件があります。P8~9参照

(注2) 最近3か月間(又は1年間)とは、申込月(受付月)の前月までの3か月間(又は1年間)です。前月分の算出が困難な場合は、前々月までの3か月間(又は1年間)で算出してください。

大田区中小企業融資あっせん制度一覧②

制度名称	融資あっせん対象	資金使途	融資限度額(万円) ※カッコ内は 小口資金の場合	融資期間 ※据置期間を含む	利率(%) ※カッコ内は小口資金の場合			連帯保証人・ 担保・その他
					名目利率	利子補給率	本人負担率	
SDGs・脱炭素 推進企業支援資金	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせん対象であること。 次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア エコアクション21、ISO14001、エコステージのいずれかの認定、登録等を受けている者。 イ (公財)東京都中小企業振興公社が行う中小企業SDGs経営推進事業のハンズオン支援に係る証明を受けている者。 ウ 上記ア・イの認定等の有無にかかわらず、特定低公害・低燃費車(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する特定低公害・低燃費車を指す)の購入に要する設備資金を資金使途とする場合。 <p>※1 ウの要件であっせんを受け、融資実行したにもかかわらず、特定低公害・低燃費車の納車が確認できない場合、3年間、大田区中小企業融資あっせん制度をご利用いただくことができません。</p> <p>※2 ウの要件によるあっせん申込受付は、令和8年3月31日までを予定しています。</p>	運転・設備	1,000(1,000)	60か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.7 (全額)	0.1以下 (なし)	<p>信用保証協会の保証、連帯保証人、物的担保等があります。必要に応じて金融機関と協議してください。</p> <p>※小口資金は、信用保証協会の小口零細企業保証制度の利用が条件です。</p>
SDGs・脱炭素推進 企業支援資金 (区認定拡充枠)	<ol style="list-style-type: none"> 上記のSDGs・脱炭素推進企業支援資金のあっせん対象であること。 SDGsおたのゴールドスカイパートナー認定事業者であり、認定期間内である者。 		2,000(2,000) ※「SDGs・脱炭素推進企業支援資金」・「SDGs・脱炭素推進企業支援資金(区認定拡充枠)」の合計で2,000万円が融資限度額です。					
次世代育成サポート 推進企業支援資金	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせん対象であること。 次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・厚生労働省へ届出し、計画を実践又は実施の準備をしている者。 イ 事業所内保育施設を整備している者。 	運転・設備	500(500)	60か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.7 (全額)	0.1以下 (なし)	
環境対策資金	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせん対象であること。 区内で同一事業を原則として同一場所で引き続き1年以上営んでいること。 次のいずれかに該当する資金であること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 公害防止に要する設備資金又は移転資金(注1) イ 石綿対策に要する設備資金(注2) ウ 耐震改修工事に要する設備資金(注3) <p>(注1) 原則として環境政策課の事前計画確認調査と事後完了確認調査があります。</p> <p>(注2) 石綿除去・飛散防止工事のために工場等の改修に必要な資金です。申込にはアスベスト含有の証明書等が必要となります。工場等事業場の場合は、工場認可にかかる環境政策課の事前計画確認調査があります。</p> <p>(注3) 区の耐震診断助成を受けて行った耐震診断の結果報告書に基づき、耐震改修工事の必要があると区長が認めたものに限り。ただし、当該耐震改修工事について他の公的助成制度による助成を受けて行う工事は除きます。</p>	設備・移転 ※移転資金は公害防止のために工場を移転する資金のみに限ります。	1,500(1,500)	60か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	全額又は 1.3 ※公害防止に要する資金の利子補給率は1.3%となります。	なし又は 0.5以下	
団体事業資金 ①共同事業運転資金 ②共同事業設備資金 ③転貸資金 ※取扱金融機関は、 商工組合中央金庫 大森支店のみ	<p>次の各号に掲げる要件を備えている組合であること。</p> <p>①共同事業運転資金 ②共同事業設備資金</p> <p>ア 中小企業者(※表紙参照)を主たる構成員とすること。</p> <p>イ 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営むものを構成員とすること。</p> <p>ウ 商工組合中央金庫の所属団体となりうること。 (中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合、酒類業組合等及びその連合会)</p> <p>エ 法定期限内に確定申告をし、納期到来分の住民税・事業税を完納していること。</p> <p>オ 区内に主たる事業所を有し、組合員の2分の1以上が区内に住所又は主たる事業所を有すること。</p> <p>③転貸資金 カ 左記ア～エの条件を備えていること。ただし、企業組合並びに協業組合を除く。</p> <p>キ 転貸を受けようとする組合員が、(ア)区内に住所又は主たる事業所を有し、(イ)納期到来分の税金を完納し、(ウ)中小企業者であること。(※表紙参照)</p>	共同事業 運転資金		24か月以内 据置3か月以内を含む	1.5以下	1.3 (全額)	0.2以下 (なし)	
		共同事業 設備資金	①1組合5,000 ②1組合1億円 ③1組合5,000 ※③は1組員あたり500を 限度 (①～③:2,000)	120か月以内 据置12か月以内を含む	1.5以下 ※返済期間48か月以内	1.3(全額)	0.2以下 (なし)	
		転貸資金		12か月以内 据置3か月以内を含む	1.8以下 ※返済期間48か月超	1.2(1.4)	0.6以下 (0.4以下)	
チャレンジ企業 応援資金 ※事前予約制	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせん対象であること。ただし、区内に事業所を1年以上有すること。 ※登記上の本店所在地又は住民登録地のみを有する場合は対象外 前期決算において営業利益が出ていること、又は前期決算の営業損失が前々期決算と比較して縮小していること。 次の①～④のいずれかに該当する経営革新を資金使途とした設備・運転資金であること。 <ul style="list-style-type: none"> ①近代化又は省エネ化を目的とした機械設備、情報システム等の導入資金 ②区内店舗の新設・改装・バリアフリー化に要する資金 ③(公財)大田区産業振興協会の支援を受け、新製品又は新技術の開発を行なった者が市場開拓又は参入に要する資金 ④事業多角化に要する資金 <p>※1 申込み受付後、中小企業診断士を派遣して経営診断を行い、区の審査を経てあっせんの可否を決定します。区の審査で認められたものについて、あっせん書を発行しますので、申込みからあっせんまで1か月程度時間を要します。</p> <p>※2 融資実行から概ね6か月経過後、中小企業診断士が再訪問し、状況確認等を行います。</p> <p>※3 大田区「優工場」に認定され、認定期間5年以内にある場合には、※1および※2の中小企業診断士による経営診断及び状況確認等を免除します。</p>	運転・設備 ※ただし、資金使途が運転資金のみ場合は利用できません。	5,000	108か月以内 据置6か月以内を含む	1.5以下	全額	なし	

申込みに関する詳細事項について

1 利用の制限について

- ①区が損失補償し、取扱金融機関から譲渡を受けた債権の当事者(相続人、借受人を代表とする法人、連帯保証人及び当該連帯保証人を代表とする法人を含む。)である場合には、その資金を完済するまでは融資あっせん制度を利用できません。また、債権の当事者で償還未済額の額の減免の決定を受けている場合や債権放棄の決定を受けている場合には、当該決定日から10年以上経過するまで融資あっせん制度を利用できません。
- ②以前のあっせん結果が不明の場合、取扱金融機関から「大田区中小企業融資回答書」が提出されるまで新たな申込みができない場合があります。
- ③以前で利用の資金を完済していても、取扱金融機関から「大田区中小企業融資償還終了報告書」が未提出の場合、新たな資金の申込みができない場合があります。
- ④現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないことが条件です。

2 基本要件に加えて必要となる条件 [P2参照](#)

- ①給与所得者で不動産賃貸業を営んでいる場合
全収入(年金収入を除く)の50%を超える収入を不動産賃貸業から得ていることが確定申告書で確認できることが要件となります。
- ②共有名義の不動産賃貸物件の修繕等の場合
連帯債務による申込みのみあっせん可能です。その際は、連名での申込みが必要となり、連帯債務者全員があっせん要件を満たすことが条件となります。要件を満たさない方がいる場合は、あっせん制度を利用できません。なお、自用部分はあっせん対象外となります。

3 利用の可否について

◆車両の購入(タクシー、トラック、建設機械等は除く。)

- ①事業用に限り、車両本体価格250万円(税別)を限度とし、付属品を含む場合は、車両本体価格250万円(税別)かつ見積価格300万円(税込)以内が対象です。
- ②「SDGs・脱炭素推進企業支援資金」で特定低公害・低燃費車を購入する場合は車両本体価格500万円(税別)を限度とし、付属品を含む場合は、車両本体価格500万円(税別)かつ見積価格600万円(税込)以内が対象となります。
- ③融資あっせんの可否にあたっては、車種・大きさ・業種での必要性・従業員数・見積金額・自家使用可能性等を総合的に勘案して決定します。
- ④車両購入の場合、当該車両の納車完了後に「大田区中小企業融資車両購入完了届」(所定様式)の提出が必要です。(提出は、自動車検査証の交付後1か月以内)
なお、「SDGs・脱炭素推進企業支援資金」で特定低公害・低燃費車を購入した場合で当該車両の納車が確認できない場合、当該融資あっせん日から3年間、制度の利用ができません。

◆融資あっせんの利用ができないもの

- ①資金使途が設備の場合、支払済みのもの(あっせん書発行後、融資実行前に支払われた費用も同様)
- ②不動産賃貸物件のうち自用部分、及び区外の物件の購入・修繕等
- ③土地のみの購入
- ④車両購入の場合、必要以上の高級車、業務と無関係な装備(例:4WD、寒冷地仕様等)など

4 「借換」「経営改善一本化資金」を申込みの場合

- ①「借換」扱いや「経営改善一本化資金」を利用して既存の区あっせん制度の資金を繰上完済するには、当該資金を貸付けた取扱金融機関の承諾が必要です。必ず事前に取扱金融機関にご相談の上でお申込みください。
なお、回収条件とした資金を融資実行した取扱金融機関と申込書の借入希望先の金融機関が異なる場合は、別途借換同意書が必要です。
- ②ご利用中の保証制度の内容により「借換」扱いや「経営改善一本化資金」を利用できない場合があります。
- ③「借換」扱いや「経営改善一本化資金」でまとめる融資の残高と同額又は下回る金額での申込みはできません。また、区以外の制度融資(都制度融資等)を回収条件とすることはできません。
- ④「経営改善一本化資金」を区あっせん融資で借換、一本化することはできません。

5 登録事項の変更等に関して

- ①住所、社名、代表者もしくは返済条件等を変更している場合、取扱金融機関を通じて「利用者条件変更報告書」もしくは「融資条件変更報告書」の提出が必要です。
- ②利子補給の中止事由に該当する場合があります。[P3参照](#)

経営サポートのご案内

- ①セーフティネット保証の認定 …… 東京信用保証協会大田支店(電話:03-5710-3610)
- ②事業承継資金利子補給制度 …… 融資の詳細:日本政策金融公庫大森支店(電話:0570-026894)
- ③小規模事業者経営改善資金 …… 融資の詳細:東京商工会議所大田支部(電話:03-3734-1621)
(マル経融資)利子補給制度

申込みに必要な書類

全資金共通の書類

※区の様式は、区ホームページからダウンロードできます。

必要書類	法人	個人	注意事項												
① 提出チェック表 ※区の様式	○	○	●申込希望の資金に必要な各書類が揃っているかを確認の上、チェック欄にチェックを記入												
② 大田区中小企業融資あっせん申込書 ※区の様式	○	○	●複写式(3枚)の様式、又は区ホームページからダウンロードできる様式を使用 ●複写式の様式の場合、3枚とも申込者の実印(法人の場合は法人の実印)を押印。3枚とも提出(本人控え含む) ●区ホームページからダウンロードできる様式の場合、1枚のみ用意したものに、申込者の実印(法人の場合は法人の実印)を押印。提出は1枚のみ ●訂正箇所には訂正印(実印を押印)が必要 ●ボールペンで記入。消せるボールペン、鉛筆での記入は不可												
③ 大田区中小企業融資あっせん制度 個人情報の取扱いに関する同意書 ※区の様式	○	○	●「申込者」欄と「代表者」欄があります。 ●「代表者」欄には、申込者が 法人の場合のみ ②の申込書と同一の代表者本人が署名(自署)、捺印(個人実印)してください。												
④ 直近の確定申告書(決算書を含む)の 控えのコピー	○	○	●税務署への提出年月日がわかる書類(電子申告の場合は受信通知(メール詳細))。区に提出された書類は原本であっても返却はできませんのでご承知ください。 ●決算期を到来後であっても、申告期限前の場合は前々期のものまで可 ●法人事業概況説明書(1~19まで記載あるもの)も必須 ●本店登記地が区外の場合、確定申告書に添付の「均等割額の計算に関する明細書」に大田区内の事業所が記載されていること												
⑤ 納税証明書のコピー			●発行日から3か月以内のもの ●納期到来分が「未納」ではないことが確認できる「納税証明書」が必要 ●納付後すぐには「納税証明書」に反映されていない場合があります。 ●課税証明書や領収書では代用不可												
法人住民税及び法人事業税の 納税証明書 発行:東京都税務所	○		●④の申告書と同一期のもの(税額が0円でも証明書は必要) ●法人住民税・法人事業税の納税証明書(都税事務所発行)上の住所が大田区であること												
特別区民税・都民税の納税 証明書(又は 非課税証明書) 発行:大田区役所納税課、各特別出張所		○	●自宅が区外で事業所のみが区内にある場合、大田区発行の特別区民税・都民税(区内事業所課税分:均等割)の納税証明書が必要 ●区内事業所について申告していない場合、6月上旬まで納税証明書を取得できない場合があります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>あっせん申込月</th> <th>必要な証明書の対象年度(納期到来期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4~6月</td> <td>前年度(第1期~第4期分)</td> </tr> <tr> <td>7・8月</td> <td>当年度(第1期分)</td> </tr> <tr> <td>9・10月</td> <td>当年度(第1期・第2期分)</td> </tr> <tr> <td>11~1月</td> <td>当年度(第1期~第3期分)</td> </tr> <tr> <td>2・3月</td> <td>当年度(第1期~第4期分)</td> </tr> </tbody> </table>	あっせん申込月	必要な証明書の対象年度(納期到来期間)	4~6月	前年度(第1期~第4期分)	7・8月	当年度(第1期分)	9・10月	当年度(第1期・第2期分)	11~1月	当年度(第1期~第3期分)	2・3月	当年度(第1期~第4期分)
あっせん申込月	必要な証明書の対象年度(納期到来期間)														
4~6月	前年度(第1期~第4期分)														
7・8月	当年度(第1期分)														
9・10月	当年度(第1期・第2期分)														
11~1月	当年度(第1期~第3期分)														
2・3月	当年度(第1期~第4期分)														
⑥ 履歴事項全部証明書のコピー 発行:法務局城南出張所	○		●発行日から3か月以内のもの ●「現在事項全部証明書」は不可												
⑦ その他	○	○	●必要に応じて、上記①から⑥以外で提出を求める場合があります。												

該当する場合に必要な書類(法人・個人共通)

	必要書類	注意事項
借換の場合	借換予定の 融資あっせん書のコピー	●借換予定の融資のあっせん書のコピーの右上に「借換希望」と朱書きで記入 ●「借換」扱いや「経営改善一本化資金」でまとめる融資が他の金融機関扱いの場合、「借換同意書」が必要
金融機関等が 代理で申込み場合	委任状	●委任状には、金融機関名・支店名・担当者名の記入が必要
郵送受取の場合	返信用レターバック	●返送先を明記すること。(融資あっせん書類等の返送の際に使用)

資金ごとに別途必要となる書類(法人・個人共通)

【一般設備資金】

必要書類	注意事項
⑧ 見積書のコピー	●見積書は申込者名と見積書の宛名が同一かつ有効期限内(記載がないものは発行日から3か月以内)のものが必要 ●申込金額は、見積書記載の金額の範囲内(アパート等修繕の場合、自宅部分是对象外)であること ●支払済のものは対象外(あっせん申込前から融資実行までの期間に支払われた費用も同様)

【経営強化資金】

必要書類	注意事項
⑧ 売上高比較表(「経営強化資金」用) ※区の様式	●最近3か月間(又は1年間)とは、原則として申込月(受付月)の前月までの3か月間(又は1年間) ●前月分の算出が困難な場合は、前々月までの3か月間(又は1年間)で算出 ※前年と前々年との比較は不可
⑨ ⑧「売上高比較表」の根拠が確認できる 月次試算表、売上帳簿、法人事業概況説明書等のコピー	●⑧の「売上高比較表」に顧問税理士の署名・捺印がない場合に必要(返却はできません) ●客観性のある資料(売上帳簿であれば取引先ごとの内訳や日計表形式で記載されているものなど)が必要 ※メモ類や月別数値のみ記載のもの、申込者名称の記載がないもの等では根拠資料として不可

【SDGs・脱炭素推進企業支援資金・次世代育成サポート推進企業支援資金】

必要書類	注意事項
⑧ 見積書のコピー ※資金使途に設備資金が含まれる場合	●「一般設備資金」に同じ ●特定低公害・低燃費車の購入を資金使途とする場合は車両本体価格500万円まで対象
⑨ 各認証・登録を証明するもののコピー ※更新期限内のもの	●「SDGs・脱炭素推進企業支援資金」の場合 ①「エコアクション21」認証・登録証、②「ISO14001」第三者機関の審査登録を証明するもの、 ③「エコステージ」認証書(付属書を含む)、④(公財)東京都中小企業振興公社が行う中小企業SDGs 経営推進事業のハンズオン支援に係る証明のいずれかが必要 ●「SDGs・脱炭素推進企業支援資金(区認定拡充枠)」の場合 上記に加えて、SDGsおたゴールドスカイパートナーの認定を受けていることが確認できる書類 ●「次世代育成サポート推進企業支援資金」の場合 ①一般事業主行動計画策定届を届出たことが分かるもの(厚生労働省の各都道府県の労働局雇用 環境均等室発行の認定通知等)、又は②「認可外保育施設設置届」「施設調書」が必要です。
⑩ 特定低公害・低燃費車申出書 ※区の様式	●特定低公害・低燃費車の購入を資金使途とする場合に必要 ●東京都環境局のホームページ(最新のものを)を確認し、該当の有無を確認のうえ記入

※2口以上の資金を同時に申し込む場合(例:「一般運転資金」と「一般設備資金」)は、各々に「提出チェック表」、「大田区中小企業融資あっせん申込書」、「大田区中小企業融資あっせん制度個人情報の取扱いに関する同意書」が必要(納税証明書等は1口分で可)

関係機関一覧

関係機関	電話	住所
東京都税務所	03-3733-2411	大田区新蒲田1-18-22
法務局城南出張所	03-3750-6651	大田区鶴の木2-9-15
大田区役所納税課	03-5744-1192	大田区蒲田5-13-14 大田区役所4階
東京信用保証協会大田支店	03-5710-3610	大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ3階